

審査ニュース 246号

請求レセプトの一次審査における 審査委員会の疑義について

医療保険委員会

今回の審査ニュースでは、最近よく見かける自家製剤加算の算定における請求事例についてお知らせします。

レセプト請求において、請求の意図を明確にさせるためには、レセプト摘要欄へのコメントの記載が大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受け、ここで「原審」「返戻」「査定」処理されます。

その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行われます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行います。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となります。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、レセプト摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求を未然に防止することができます。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

今回は下記の事例について解説します。

【事例1】自家製剤加算の算定について

【事例2】嚥下困難者用製剤加算と自家製剤加算の同時算定について

【事例3】同一剤形および同一規格を有する医薬品の自家製剤加算の算定について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合い

原審・・・請求どおりと解釈されるもの。

返戻・・・請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定・・・誤請求と解釈されるもの。

審査ニュース

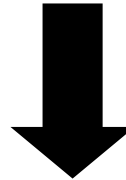
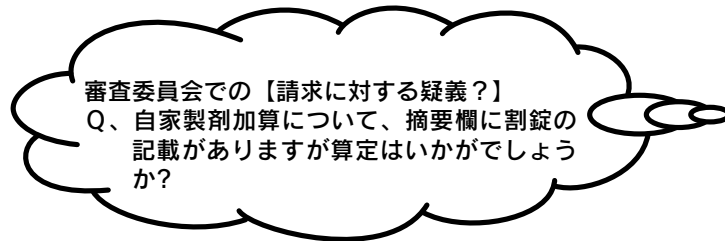
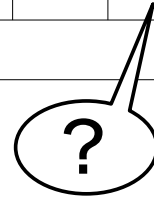
事例1 (査定事例) 自家製剤加算の算定について

〈処方〉

コートリル錠10mg 1錠
1日2回 朝夕食後 56日分

〈再審査対象レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12.12	12.12	コートリル錠10mg 1錠 【内服】1日2回 朝夕食後	1	56	24 60	56	自160
摘要	半錠器を用い均等に割錠した								



〈審査結果〉査定

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12.12	12.12	コートリル錠10mg 1錠 【内服】1日2回 朝夕食後	1	56	24 60	56	自160 分自32
摘要	半錠器を用い均等に割錠した								

令和4年度の調剤報酬改定において、錠剤を分割し自家製剤加算を算定する場合は、自家製剤加算の所定点数を100分の20にして算定することとされています。錠剤を粉碎する場合は、従来通りの点数を算定できますが、このケースでは、摘要欄に「半錠器を用い均等に割錠した」とコメントの記載があることから、自家製剤加算（錠剤を分割する場合）へ振替査定となりました。

< 令和4年4月版 調剤報酬点数表の解釈 p44 参照 >

事例 2（査定事例） 嚥下困難者用製剤加算と自家製剤加算の同時算定について

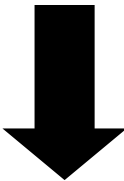
〈処方〉

イノベロン錠200mg	3錠
1日1回 夕食後	
セレコックス錠100mg	2錠
1日2回 朝夕食後	14日分

〈再審査対象レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12.1	12.1	イノベロン錠200mg 3錠 【内服】1日1回 夕食後	41	14	24 28	574	困80
2	1	12.1	12.1	セレコックス錠100mg 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後	13	14	24 28	182	自40
摘要	錠剤服用困難の為医師の指示により粉砕								

審査委員会での【請求に対する疑義？】
Q、自家製剤加算について、同一処方せん受
付回内で嚥下困難者用製剤加算との併算
定はいかがでしょうか？



〈審査結果〉 査定

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12.1	12.1	イノベロン錠200mg 3錠 【内服】1日1回 夕食後	41	14	24 28	574	困80
2	1	12.1	12.1	セレコックス錠100mg 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後	13	14	24 28	182	自40 0
摘要	錠剤服用困難の為医師の指示により粉砕								

嚥下困難者用製剤加算は、嚥下障害等がある、薬価基準に記載されている剤形では薬剤の服用が困難な患者に対し、医師の了解を得た上で錠剤を粉砕するなど剤形を加工した後、調剤を行うことを評価したもので、処方箋受付1回につき1回算定できます。この加算は処方全体にかかりますが、算定に関わる剤と別剤であれば自家製剤加算の同時算定は可能です。しかし、このケースでは、No.1とNo.2は夕食後で服用時点に重なりがあることから、嚥下困難者用製剤加算と自家製剤加算を同時に算定することはできません。したがって、No.2の自家製剤加算が査定処理となりました。

< 令和4年4月版 調剤報酬点数表の解釈 p39、p124～125 参照 >

審査ニュース

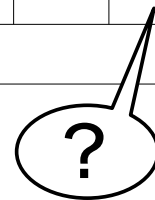
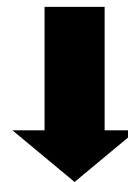
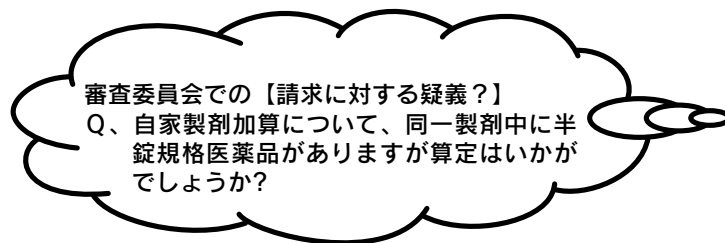
事例3（査定事例） 同一剤形および同一規格を有する医薬品の自家製剤加算の算定について

〈処方〉

メネシット配合錠100	4.5錠
1日3回 毎食後	64日分

〈再審査対象レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12.14	12.14	メネシット配合錠100 4.5錠 【内服】1日3回 毎食後	8	64	24 60	512	分自40
摘要	医師の指示により、半割器を用いて均等に割錠した								



No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	12.14	12.14	メネシット配合錠100 4.5錠 【内服】1日3回 毎食後	8	64	24 60	512	分自40 0
摘要	医師の指示により、半割器を用いて均等に割錠した								

〈審査結果〉 査定

自家製剤加算は、個々の患者に対し薬価基準に収載されている医薬品の剤形では対応できない場合に、医師の指示に基づき、容易に服用できるよう調剤上の特殊な技術工夫を行った場合に算定することができます。ただし、調剤した医薬品と同一剤形および同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合は算定できません。メネシット配合錠100は、1錠中にレボドパ／カルビドパ（無水物として）をそれぞれ100mg／10mg含有する素錠で、半錠規格に相当するドパコール配合錠L50（1錠中にレボドパ／カルビドパ（無水物として）をそれぞれ50mg／5mg含有）が薬価基準に収載されているため、査定処理となりました。

< 令和4年4月版 調剤報酬点数表の解釈 p45、p127 参照 >

今月のトピックス

重複投薬・相互作用等防止加算イおよび在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料1を算定した場合のレセプト摘要欄への記載について

令和4年度の調剤報酬改定から、重複投薬・相互作用等防止加算イおよび在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料1を算定する場合は、レセプトの摘要欄に「処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容を記載すること」とされています。算定する場合には、該当のレセプト電算処理システム用コードを使用して記録してください（表）。記録がない場合は、返戻や査定の対象となりますのでご注意ください。

表 調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧

（該当部分）

項番	区分	調剤行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
6	10の2	重複投薬・相互作用等防止加算イ 残薬調整に係るもの以外の場合	処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容を記載すること。	820101030	内容（重複投薬・相互作用等防止加算）：同種・同効の併用薬との重複投薬
				820101031	内容（重複投薬・相互作用等防止加算）：併用薬・飲食物等との相互作用
				820101032	内容（重複投薬・相互作用等防止加算）：過去のアレルギー歴、副作用歴
				820101033	内容（重複投薬・相互作用等防止加算）：体重、年齢、肝機能、腎機能等による影響
				820101034	内容（重複投薬・相互作用等防止加算）：授乳・妊婦への影響
				830100775	内容（重複投薬・相互作用等防止加算）：その他薬学的観点から必要と認める事項；*****
22	15の6	在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料1 残薬調整に係るもの以外の場合	処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容を記載すること。	820101035	内容（在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料）：同種・同効の併用薬との重複投薬
				820101036	内容（在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料）：併用薬・飲食物等との相互作用
				820101037	内容（在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料）：過去のアレルギー歴、副作用歴
				820101038	内容（在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料）：体重、年齢、肝機能、腎機能等による影響
				820101039	内容（在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料）：授乳・妊婦への影響
				830100777	内容（在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料）：その他薬学的観点から必要と認める事項；*****